

障第 103 号
令和 6（2024）年 5 月 7 日

一般社団法人栃木県精神保健福祉士協会
会長 稲見 聡 様

栃木県保健福祉部長 岩佐 景一郎

心神喪失者等医療観察法に基づく精神保健参与員の候補者推薦について
(依頼)

本県の精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別添写しのとおり厚生労働省から依頼がありました。

つきましては、精神保健参与員の候補者について、下記の事項に御留意の上、別紙様式 2 により令和 6（2024）年 5 月 21 日（火）までに御推薦くださるようお願いいたします。

なお、現在精神保健参与員として名簿に登載されている方々については、別途、関東信越厚生局から継続同意の確認が行われる予定です。

記

1 推薦基準

精神保健福祉士として 5 年以上の実務経験を有する者等（詳細は別紙参照）

2 精神保健判定医等養成研修

新規に精神保健参与員として推薦された者は、後日、「（公社）日本精神科病院協会」が実施する精神保健判定医等養成研修を受講していただく必要があります（自費参加。ただし、一部補助あり。）。

本研修についての詳細・最新情報については、公益社団法人日本精神科病院協会の HP をご確認ください。

障害福祉課
精神保健福祉担当 横田
T E L 028-623-3093
F A X 028-623-3052

(参考2)

障精発 0426 第 6 号
令和 6 年 4 月 26 日

公益社団法人
日本精神保健福祉士協会長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく「精神保健参与員候補者」の推薦等に係る協力依頼について

精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働大臣は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 15 条第 2 項及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成 16 年政令第 310 号）第 4 条の規定により、「精神保健参与員候補者名簿」を各地方裁判所に、毎年 11 月 1 日までに送付しなければならないとされております。

つきましては、貴協会におかれましては、候補者の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

具体的な名簿の作成については、本人の同意（内諾）を得て各都道府県から「精神保健参与候補者」として令和 6 年 5 月 27 日（月）までに推薦された者について、最終的に、当省（地方厚生局）が「精神保健参与候補者」本人からの同意を得て名簿に記載する予定です。これらの手続きについては、別紙のとおり作業を進めることとしておりますので、貴協会（支部）において本人の同意（内諾）を得た上で都道府県に推薦いただくことなど、貴協会各支部への依頼について、御協力をお願い申し上げます。

なお、各都道府県から新たに推薦を受けた「精神保健参与員候補者」については、精神保健判定医等養成研修を受講（日程等については改めて本人に連絡いたします。）していただくこととなりますので、その旨、注意喚起をお願い申し上げます。

【担 当】

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
医療観察法医療体制整備推進室 稲村・後藤
直通 03-3595-2195

厚生労働省が「精神保健参与員候補者名簿」を地方裁判所に送付するまでの流れ

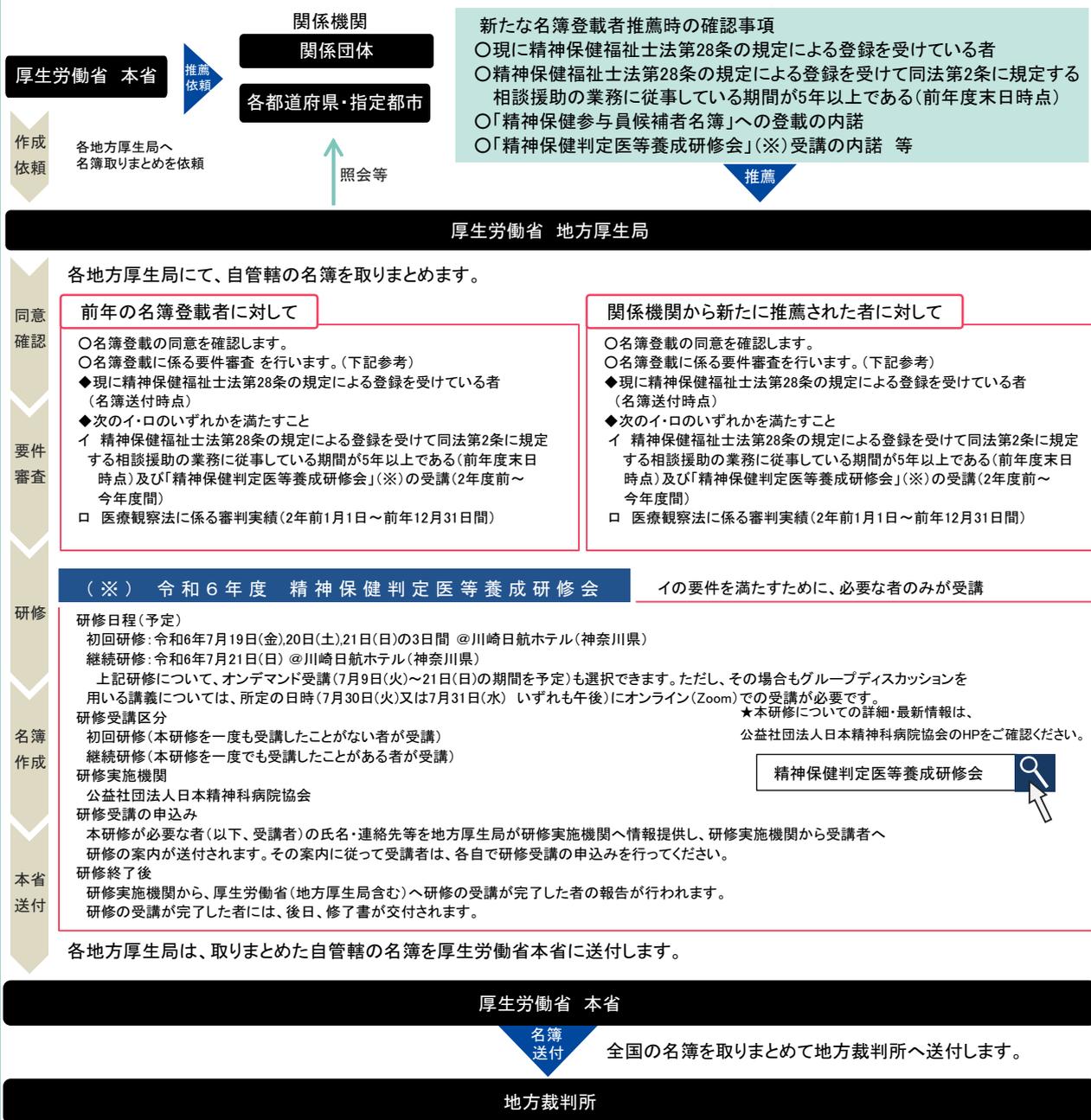
精神保健参与員候補者名簿

厚生労働大臣は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(以下、医療観察法)の規定により、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の名簿(以下、精神保健参与員候補者名簿)を当該地方裁判所に送付しなければなりません。

精神保健参与員

精神保健参与員は、医療観察法の処遇事件を取り扱う地方裁判所において、必要に応じて裁判所に対象者の処遇の要否及び内容についての意見を述べる者として、精神保健参与員候補者名簿(以下、名簿)に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任した者の中から、処遇事件ごとに裁判所が指定するものです。

名簿作成から送付までの流れ



- ◎ 地方裁判所にて、選任の手続きが行われます。(選任期間:1月1日～12月31日)
- ◎ 欠格事由等の確認のために、裁判所から戸籍抄本や住民票等の提出を求められることがあります。

精神保健参与員候補者名簿の登載要件（新規登載者）

※次の①、②いずれにも該当する者のうち、本人の同意を得たもの

①名簿を送付する際に、現に精神保健福祉士の資格を有していること。

②次のイ、ロいずれかに該当すること

イ) 令和6年3月31日時点において、精神保健福祉士の登録を受けて精神保健福祉士法による相談援助業務に5年以上従事しており、かつ、令和4年度から令和6年度までの間の「精神保健判定医等養成研修会」を受講した者

ロ) 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に精神保健参与員として医療観察法に係る審判業務に関与した者

参考

・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、医療観察法）施行令
第3条1項

・医療観察法第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令
第5条